成田空港の離着陸制限（カーフュー）の現状と新たな弾力的運用

【 現 状 】

〈 離 陸 〉 〈 着 陸 〉

A・B 各滑走路10便まで

開港以来35年間
変更なし

離着陸制限（カーフュー）時間帯

「緊急またはやむを得ない事態」のみ離着陸可能
（具体例）
・機体の安全上の異常事態
・急病人の発生等生命に係る異常事態
・捜索、救難
・成田空港での異常気象　など

【 新 案 】（※1）

〈 離 陸 〉 〈 着 陸 〉

A・B 各滑走路10便まで
― 現状と同じ ―

― 「やむを得ない事態」に追加（※2） ―
・ 出発空港での遅延
・ 他空港での一時退避による遅延
・ 玉突きによる遅延
・ 成田への引返し
・ やむを得ない理由による遅延

離着陸制限（カーフュー）時間帯
（変更なし）

「緊急またはやむを得ない事態」のみ離着陸可能
（具体例）
・機体の安全上の異常事態
・急病人の発生等生命に係る異常事態
・捜索、救難
・成田空港での異常気象　など

― 現状と同じ ―

―提案したが、今回見送り（※3）―
・ ~~気象等による早着（洋上待機）~~

22:00
23:00
0:00
5:00
6:00

※1　本弾力化措置は、全航空会社を対象、低騒音機に限定、地域への連絡・情報公開、割増料金の支払い、恒常的遅延発生の航空会社への指導を条件。
※2　航空会社側の事情により発生するものを除き、気象等のやむを得ない理由によるものに限る。
※3　地域からの意見（①早朝を提案から除く、②健康調査の実施、③運用をHP等で公開、④実施状況の検証）を受け入れることとした。